

平成28年12月21日
自動車局貨物課

「トラック運送業の生産性向上促進事業」
(テールゲートリフターの導入に対する補助事業)の実施について

平成28年度第2次補正予算において、「トラック運送業の生産性向上促進事業(テールゲートリフターの導入に対する補助事業)」を開始いたします。

1. 事業内容

テールゲートリフター(トラック車両の後部に装着して使用するエレベーター(昇降機)の一種)を導入した事業者に対し、当該導入費用の一部を補助いたします。

当該機器を導入することにより、手荷役を解消し、荷役時間を短縮することが可能となることから、本補助事業の実施により、トラック運送業における生産性の向上及び女性活躍の推進の実現を目指します。

(※補助事業の執行団体：公益社団法人全日本トラック協会)

【補助対象機器】

トラック運送事業者が平成28年8月24日～平成29年3月31日に導入した機器

【補助額】

○後部格納式・床下格納式：1台あたり30万円

○アーム式・垂直式：1台あたり15万円

【台数制限】1社あたり3台



(テールゲートリフター)

2. 申請受付期間(予定)

平成29年2月1日(水)～平成29年2月24日(金)

※補助金申請額が予算額を超過した場合、補助金が交付されない場合がございます。

3. その他

詳細については、後日、公益社団法人全日本トラック協会のホームページにおいて公表します。(<http://www.jta.or.jp/>)

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課 高村、飯田

TEL：03-5253-8111(内線41322) 直通：03-5253-8575

FAX：03-5253-1637